

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第17号

令和8年5月29日施行

郡上漁業協同組合

郡上漁業協同組合
内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、郡上漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、かじか、よしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(特定釣漁場)

第3条 次の表の左欄の区域において、右欄に掲げる期間に組合が開設する特定釣漁場においては、漁業を営む権利に基づいては漁業を行うことはできない。

区 域	期 間
気良川の高橋下流端から下流800mまでの区域	別に定める期間
戸谷川の井堀ため池堰堤の下流端から上流、フォレストパーク373ふれあい広場上端にかかる橋上流端まで	
長良川の後谷川合流点から下流300m地点まで	
牛道川の福持橋下流端から下流200m地点まで	

- 2 前項右欄の期間は、毎年公示しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、置釣、友釣、つんつん、いかり、やすをいう。がり＝ずずいかりを除く。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
友釣	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内、 チョウバリ二段以内 リール、ルアーの使用は禁止
たも網	網枠の直径40cm以内

- 2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁 法	禁 止 期 間

あゆの毛バリ釣り	1月1日から7月14日まで
つんつん、いかり、やす	1月1日から8月15日まで

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
いわな	
うなぎ	4月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
おいかわ	
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	1月1日から12月31日まで
かじか	
よしのぼり	
にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 (ただし、特定釣漁場は除く)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
寒水川の本川を除く支派川全域	1月1日 から12 月31日 まで	全魚種
明山谷川の旧明山橋下流端から上流の本川及び支派川全域		
二間手川の本川及び支派川全域		
田口洞川の本川及び支派川全域		
有穂大洞谷川の本川及び支派川全域		
中洞谷川の本川及び支派川全域		
槇洞谷川の本川及び支派川全域		
初音谷川の本川及び支派川全域		
柿ヶ洞谷川の一号橋下流端から上流の本川及び支派川全域		
牛道川支流洞川の本川及び支派川全域		
牛道川支流アツラ川の本川及び支派川全域		
前谷川支流滝川の前谷川との合流点から上流阿弥陀ヶ滝までの区域		
白谷川の長良川との合流点から上流梅原橋上流端までの区域		
日向洞谷川の本川及び支派川全域		
釜ヶ滝川の赤床谷川との合流点から上流の本川及び支派川全域		
根村谷川の一渡橋下流端から上流の本川及び支派川全域		
露洞谷川の長良川との合流点から上流の本川及び支派川全域		

相谷川の本川及び支派川全域		
市島大洞谷川の本川を除く支派川全域		
犬啼谷川の本川第一堰堤から上流及び支派川全域		
向小駄良川支流竹城谷川の本川及び支派川全域		
大間見川の清浄寺橋上流端から上流大間見浄水場までの区域		
周戸洞川の本川及び支派川全域		
小間見川の小間見集会場下堰堤から上流の本川及び支派川全域		
向山谷川の本川及び支派川全域		
粥川の平僧橋上堰堤から上流の本川及び支派川全域		
粥川の平僧橋上堰堤から下流の本川及び支派川全域	うなぎ	

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル
いわな	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル
こい	20センチメートル
うぐい	10センチメートル

2 魚類の放散した卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	14,000円	3,000円
あまご、いわな、うなぎ、こい、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、かじか、よしのぼりにじます(以下雑魚という。)	手釣・竿釣 たも網	1,500円	6,000円	1,500円
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣 たも網	—	19,000円	—

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。また、減免区分はいずれか一つを優先するものとし、重複して減免を受けることはできないものとする。

魚種	区分	遊漁料	
		日釣	年釣
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者)・女性	2,000円	10,000円

	満25歳未満の者	無料	無料
雑魚	心身障がい者(身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者)・女性	1,000円	4,000円
	満25歳未満の者	無料	無料
あゆ・雑魚共通	心身障がい者(身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者)・女性	—	13,000円
	満25歳未満の者	無料	無料

- 3 遊漁料は、組合に掲げる掲示板(ウェブサイトを含む)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合、第2項に掲げる者を除き、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 第1項(5)、(7)及び(8)については遊漁承認証に記載を省略し、別紙もしくは組合のホームページにより通知するものとする。
- 4 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 5 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(特定釣漁場)

第10条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア区域	イ魚種	ウ期間	エ料金
気良川の高橋下流端から下流800mまでの区域	あまご	別に定める期間	1人・1kg放流 2,500円/利用時間1日 〔女性、小学生以下は2,000円〕 〔20人以上の団体は1割引〕
戸谷川の井堀ため池堰堤の下流端から上流、フォレストパーク373ふれあい広場上端にかかる橋上流端まで	あまご いわな こい にじます	別に定める期間	事前濃密放流 3,000円

長良川の後谷川合流点から下流300m地点まで	あまご	別に定める期間	1人・1kg放流 大人 2500円/日 高校生以下2,000円/日
牛道川の福持橋下流端から下流200m地点まで	あまご いわな	別に定める期間	1人・1kg放流 男性 2,500円/半日 男性 3,500円/1日 女性 2,000円/半日 女性 3,000円/1日 高校生以下無料

2 前項ウ欄の期間は、毎年公示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

- 附則 この規則は令和6年1月1日から施行する
- 附則 この規則は令和7年5月30日から施行する
- 附則 この規則は令和7年12月25日から施行する
- 附則 この規則は令和8年5月29日から施行する